

平成18年4月18日

## 寄付金活用の運用ルール概要

総務企画理事 滝沢照広  
事務局（総務課）

1. 当該年度に集まった寄付金は、翌年度以降の電気学会の諸活動に使用できるものとする。
2. 具体的な使途については、支部・部門または活動を所管する会議体など実施主体組織から「活動活性化追加事業に関する申請書」に基づき、要望を総務会議議長宛に提出し、総務会議において、予算案として取りまとめ、年度初めの初回理事会にて審議・決定するものとする。  
なお、使途のご指定があった寄付金を該当分野の活動で使用する場合、金額が不足する時は、ご指定がなかった寄付金から補填することも可能とする。
3. 事務局は、理事会の決定を受け、決定金額を実施主体組織の代表者が指定する金融機関の口座へ振り込むこととする。
4. 実施主体組織は、実施活動終了後30日以内に総務会議議長宛の実績報告書および収支計算書等を提出する。

以上